

企業犯罪についての一考察

——公害犯罪と企業の刑事責任——

丸 尾 寛 道

第一章 はじめに

この二〇年来わが国にはいくつかの公害法が制定されてきたが、公害の廃絶、環境保護は達成されなかった。確かに大気汚染対策に関して日本は先進的と評されるまでになった。しかし公害が発生しなくなった訳ではない。(1) 産業構造の変化による固定的汚染源の減少(2) 移動発生源たる自動車の公害対策の進展(3) 法律の予定していったタイプの汚染などへ公害形態が変化したこと、などの理由で公害は潜在化先鋭化している。公害規制に対して法律の果たすべき負担は重くなるばかりである。しかし現在までのところ公害犯罪の処罰はきわめて少ない。警察段階でも、摘発例は減少しており、検挙されたものの中の起訴率も、低下している。環境白書によれば、平成二年度公害苦情六三、九二二件のうち検挙に至ったものが四三一件に過ぎないのに対して、注意指導が四八、四三三件、措置不能が一、八五二件に上っている。検察庁の統計を見ると平成二年度通常処理人員は三、六一三人で昭和

六一年の七四・九%、起訴人員は二、〇一五人起訴率は五五・八%で昭和六一年を一六%下回っている。^① 犯罪件数が、大幅に減少しているのではないとすれば、この数字は公害犯罪の刑法的規制に対する関心の低下あるいは、有効性の低下を示しているのである。

世界に目を転ずると一九七九年ハンブルグ国際刑法学会では、ふたつの合意があったように思われる。^②

(1) 公害防止ないし環境保護に関して程度の差こそあれ刑法的制裁が欠かせない。

(2) 個人の処罰だけでは問題の解決ははかれず、企業自体の処罰あるいは政府機関でさえもその射程にいれた法人処罰が不可欠である。

日本からの三名の参加者のうちまず中山教授は問題を限局しかつ刑法の役割あるいは効果については、疑問を呈し、基本的には世論のコントロールと、行政処分が主要な役割を果たすという主張である。^③

これに対して平野博士は、刑事制裁の依存的用法すなわち基準違反に伴なう処罰を重視し、日本の公害刑法のごとく独立的な刑事制裁には疑問を呈するなど、カテゴリーカルな考え方を提示して具体的な面にまで踏み込んだ考察を行われている点が注目される。^④

石堂教授は全般的問題と個別的問題との整合性、環境政策と刑事政策との連携の重視という点で重要な問題提起をされている。^⑤

アメリカからの参加者の主張に注目すべき点があった。法人処罰について積極的であったほか、責任主義及び因果関係のうえで刑事制裁に積極的な考察が目を引く。^⑥

第二章 公害の刑事規制について

第一節 学説の検討

一 消極説

これは公害問題の解決は公害諸法による規制と私法的救済によるべきであるという考え方である。この考え方は、公害法学者に多いが最も簡明に整理されている木宮高彦氏の説^①を見るに総論的反対論には

- a 公害の刑事制裁には企業の処罰を考える必要があるが、これは刑法典上不可能である。
 - b 公害は正当な企業活動に基づく害悪であって、刑法の規制になじまない。
 - c 公害を実質犯としてとらえることは一般に困難である。
 - d 実効性を高めるため構成要件を抽象化しあるいは推定規定を導入すると、罪刑法定主義に反し刑罰の乱用を招く恐れがある。
 - e 現実の処罰対象は現場責任者や末端技術者となり易い。
 - f 法人の罰金刑は大企業に対して影響が少ない。
 - g 無罪となると民事訴訟に悪影響を与える。
 - h 既存の警察検察体制では、技術、機構とも不備であり、実効が期待できない。
- という諸点があり、刑事制裁が不活発である理由としては
- a 公害と刑事罰則がなじまない。
 - b 法による規制基準（排出基準、環境基準）が不備である。
 - c 企業において責任主体特定が困難である。
 - d 因果関係立証が困難である。

e 捜査機関に科学的手段が欠如している。

f 長い期間の後に、発病したような場合公訴時効に阻まれる。

として、「公害対策の第一次的重点は公害の原因を生む企業活動に対する行政的規制や被害者に対する救護や損害填補を目的とした民事救済の充実にあり、公害規制の面で果たす刑法の役割は第二次的なものであり、これを過大視してはならない」という結論となっている。

公害対策が行政、民事を含んだ総合的なものでなければならぬことは言うまでもない。⁸⁾問題は、現状を追認すべきか少しでも選択肢を増やし効果的な規制を実施すべく改革工夫を進めるべきかと言う点にある。この点において木宮氏の主張中対応手段がかけているのは企業の刑事責任論のみである。ここで企業の刑事責任について抜本的な立法が行われるならば残余の問題は行政的な努力及び判例の積み重ねによって解決可能であろう。犯罪類型の問題について検討すると、公害は確かに現代型の犯罪であって構造的な要因を多く含んではいるが、何らかの法益侵害がありすべての企業にとって不可避な行為ではない(期待可能性がないとは言えない)以上は通常の犯罪と同じく処罰されるべきものである。コンピュータ犯罪のように公害犯罪と同様ほんの最近まで予想もされなかった犯罪類型が出てきている以上、伝統的な犯罪観に縛られていることには問題がある。公害犯罪の実質性については、公共危険犯及び規制違反としての公害犯罪という考え方をとれば、公害罪法は危険犯を処罰し、公害規制諸法は不十分ながら規制違反を処罰する体系となっており、行為無価値にも結果無価値にも一応対応している。必ずしもすべての公害犯罪を実質犯としなければ刑事制裁ができないとは言えないであろう。

罪刑法定主義については、確かに危険犯を処罰することは、過剰な刑事制裁につながりかねず問題が多い。しかし木宮氏も指摘されているとうり公害犯罪は特殊な犯罪類型であって、不特定多数被害者の生存権を直接脅かすもので

あること、科学技術の発展によりいかなる新規形態の被害が生ずるか予測もつかない面があること、および証拠となるべき事実がほとんど企業内に隠べいされておりかつ被害者、検察側に十分な背景知識が存在するとは言えないことを考慮すれば構成要件の抽象化、あるいは推定規定の導入はやむを得ない。監督責任あるいは代位責任の法理を積極的に導入することにより上級管理者の責任を追及し、結果発生に対する企業の刑事責任を認めることで、現場の人間をいけにえとすることが避けられる。⁹⁾

法人の罰金刑問題を検討すると、現行の法体系では法人処罰は両罰規定による罰金刑に留まり、しかも金額が法人の規模に比較して著しく低いので、確かに実効性がない。これについては後述する。

民事訴訟との関係については、刑事訴追を通じて民事的救済を支援するというのが筋であろう。刑事訴追については積極的な姿勢がなければ、展望は開かれない。民事裁判には抑止効果はほとんど期待できないからである。(例えば賠償額はきわめて少ない。)

既存の警察、検察態勢の不備は立証責任の企業への転換、あるいは法定犯としての機械的摘発処罰という方針によればかなりの程度カバーできるであろう。

また戒能通孝氏は既存の刑法について問題点を以下のように指摘している。¹⁰⁾

- a 一般に原因の判明に多くの年数を要するので、公訴時効が壁となる。
- b 被害発生前でも処罰する必要があるので保護法益を限定できない。
- c 一般に臨床的証明は困難であるから疫学的因果関係の採用を要する。
- d 責任性の立証(故意、過失)が困難である。
- e すべての結果発生を罰することができない。

これについて検討すると

a 公訴時効については公害による被害は継続的であり、原因が判明したときにも継続中である可能性が高い。積極的に摘発すれば早い時期に訴追が可能である。

b 保護法益の問題は公害罪法の危険犯処罰規定によってかなりの程度解決される。

c 因果関係については学説と判例の相互作用によってよりよい形をつくって行くべきである。加害者が被害者に比べて相対的に大きな力を持っている場合、あるいは加害者側が情報を独占しているなどの理由で因果関係の立証は困難であるが事実関係が明らかなる場合には疫学的因果関係説、あるいは危惧感説などを採用すべきであり、公害罪には新たに推定規定が設けられて対処をはかっている。

d 責任性の問題は、予見可能性との関連でやはり過失犯の構造に踏み込んで考察するならば学説と判例でかなりの程度解決できる面がある。アメリカでの判例あるいは模範刑法典の改訂なども参考にすれば、現在の法体系においても解決不可能な問題ではないであろう。悪い結果をすべて処罰対象とするのは結果責任主義をとる点で、受け入れ難いから、責任性の要件の軽減とは切り離して考えるべきであり、刑法的解決がはかれない場合の補完措置としての民事制裁にゆだねるべきものであろう。

被害者救済と原状回復は、民事の分野であるが、民事でも解決しえない問題、たとえば公衆の利益が侵害されるようなケースで、一般住民には訴えの利益がない場合をどうすべきかということが問題となる。公共の利益を司法の場で代表するためには、刑事訴追の手續が不可欠なのである。

二 積極説

代表的な刑事制裁積極説は故藤木英夫、石堂功卓、板倉宏の各教授によって主張されている。積極説の特徴は、消

極説の根拠を積極的に改革することによって、刑法を現代的犯罪である公害に適合させようとしている点である。そのため思い切った改革が提示されている。共通しているのは、過失犯における因果関係説と企業の刑事責任及び推定規定の問題である。それ故これら積極説は現状の刑法ではなく、改革後の刑法の公害に対する有効性を述べていると言ひ替えてもよい。即ち公害罪法の成立後も依然として刑法的制裁が十分有効ではありえないという点で消極説と一部意見を同じくしている。

(一) 藤木説¹⁾

「不特定多数の公衆の生命健康を脅かす社会的害悪として公害もまた刑事法的規制になじむものである」というのが藤木教授の説である。

公害は正当な企業活動の副次的結果である。公害規制によって正当な企業活動が阻害されてはならないが、企業の利益追求を国民の生命健康を犠牲にしてまで正当化するのは誤りである。企業の処罰根拠は「可能なるべき公害防止措置を怠った」ことにある。犯罪として刑事規制できるのは、「特定の加害者を明らかにできる」ものでなければならぬ。刑法では「実害の発生をまっして刑罰権の発動に踏み切る」のであって、公害規制のためには被害が不特定多数の公衆に及ぶ危険がある場合に処罰をすべきである。そのため個人法益に対する罪としてではなく、公共危険犯として公害犯罪をとらえる必要がある、そこに公害罪法の意義がある。

藤木教授はさらに公害犯罪の責任主体について、「社会現象としてみたととき公害の加害者は企業にはかならず」法人の刑事責任追及も検討に値すると述べている。

公害の刑事規制の救済的効果として、教授は起訴段階での和解が多く、刑事捜査資料が和解材料に用いられるという例をあげている。ただし救済については強制力ある新機関の設置を望んでいる。

(二) 石堂説¹²⁾

石堂教授は刑事責任追求の根拠について以下のように述べている。

- a 企業の利益追求を国民の生命健康を害さない範囲内にとどめる。
- b 公害防止措置を怠った企業経営者には強度の道義的非難可能性があり刑法上の犯罪として把えるにたる犯罪的実体を備えている。
- c 実害の発生する以前に公衆の危惧感が処罰すべき害悪となる。
そして以下のように刑法改革を提案している。
- a 被害者あるいは検察側の立証責任を軽減するためあるいは企業側の妨害を防ぐために因果関係の推定規定を設けるべきである。
- b 因果関係のメカニズム立証はきわめて困難である場合が多いから、蓋然性の立証があれば足りるという疫学的因果関係を採用すべきである。
- c 企業内の個人特に直接担当者や監督責任者を処罰するだけではなく、加害者は企業自身であるということを考えると企業の刑事責任を追及すべきである。
- d いくつかの企業の汚染が複合して被害が発生しており加害者が特定の一社に限定できない場合に該当企業を一個の組織として一括訴追しようという考え方を組織過失犯と規定し、これを採用すれば追及が容易になる。
- e 因果関係の立証問題に関連して因果関係論からのアプローチに加えて被告側の無過失立証責任を定めて、被害者側の負担を軽減し裁判の公平をはかる。

(三) 板倉説¹³⁾

公害という反社会的現象に対決するためには、事後救済としての民事救済や行政措置だけでは不十分であって刑事制裁が不可欠である。しかし刑事制裁が十分効果を現しているとはいえない。特に企業内で責任個人を特定できない場合に企業自身に責任がないとされてしまうのは問題である。

刑事制裁を実効あるものとするために、企業体の組織活動を一体としてとらえ、個人行為者の責任を企業処罰の前提とせず、企業体自体を犯罪の主体とする考え方である「企業組織体責任論」を導入するべきである。

ここでは企業体処罰に対する積極性が注目される。

三 中間説

公害罪法の包括的処罰規定あるいは公共危険罪規定に否定的な考え方を中間説としよう。

(一) 平野教授¹⁴⁾

経済開発と環境保護はトレードオフであり、ともすれば経済発展優先となり易いので、厳格な法規制が必要である。刑事制裁を適用する前に何を処罰すべきかという問題と刑事責任の問題を解決すべきである。犯罪化については公害罪法の公共危険罪の規定は汚染がかなり進むまでは処罰できないという点有効性がなく、推定規定を含めて明確性がかけているという点で適正でない。基準違反を処罰するという形の「依存的用法」の方が適切である。刑事責任については、犯意の問題と法人処罰の問題とがある。犯意については、絶対責任、懈怠、過失のうち、過失を重要視する。法人処罰は個人を特定しにくい公害犯罪に必要であり、個人をいけにえにすることを避ける効果があるとするとする。

平野教授は基本的に公害罪法について、否定的であり、基準強行型の規制を重視する点が特徴である。

(二) 芝原教授¹⁵⁾

公害犯罪の刑事制裁自体は肯定しているものの、実効性には疑問を抱いている。特に公害罪法の適用とその結果と

しての無罪により威嚇力が減少し逆効果になると主張する。結局包括規定のある公害罪法よりも、個々の行政罰則を厳格に適用する方が有効であるとするのである。芝原教授の考えに従えば、現状を変えていく必要はほとんどないかのようなものである。しかし行政法規の適用は十分な効果をあげているとはいえない。

第二節 公害刑事規制の保護法益は何か

公害を定義すれば一定地域内の不特定の人々が企業活動によって被害を受けることということになる。公害犯罪を刑法的に規制する場合、その保護法益は何であろうか。

保護法益を個人の生命、健康に対する実害と考えるか、生命、健康侵害の危険性と考えるか、環境の保護と考えるかによってどのような規制をとるかが定まってくる。

生命、健康に対する実害と考えた場合、実害の原因者が確定できれば刑法によって処断できる。この場合公害向けに新規に構成要件を設定する必要はない。問題は責任主体及び因果関係の立証に限られてくる。

危険性と考えた場合、生命健康の被害の可能性、ないし蓋然性を処断すると考えられると処罰の範囲は広がることとなる。この考え方をとれば実害発生前に規制を加えることにより大きな抑止効果が得られる上、民事上、刑事上の手続に伴うさまざまなコストを軽減することができる。公害罪法はこの考え方に従って公共危険罪を罰することとしたのである。

しかしこの考え方に対しては有力な反対論がある。それは罪刑法定主義の明確性の原則に反するという批判及び、適用に当たって抜け道の多いことからの批判である。危険罪の規定は刑法にもあるが判例上問題となっているケースも少なくない。抽象的危険罪か、具体的危険罪か、どちらをとっても批判は免れない。危険の範囲を広げれば、明確性を失し、危険の範囲を狭めれば、適用の可能性を逃すからである。

基準違反と考えた場合、基準違反を処罰対象とするのはいわゆる行政刑法に属する公害規制法の直罰規定である。

この類型では明確性は保証されるが、基準の妥当性、規制庁と対象業界の関係、摘発の恣意性による不公平という問題を抱えている。基準違反という問題を立法論の問題として考えると、旧西ドイツでの刑法改正案のように、機関を整備した上で、具体的基準違反を、刑法犯として処罰するということが考えられる。危険犯の曖昧さを避け、しかも実害の発生していない軽微な基準違反と具体的に危険な基準違反とを峻別することができる。¹⁷⁾

これからますます一社からの汚染ではなく、地球規模での複合的汚染（汚染源の複合＋汚染物質の複合）が問題となることを考慮すると、一地域での危険あるいは実害を処分するだけでは規制の実をあげるに足りないから、基準型の規制が望ましい。

第三節 過失犯としての公害犯罪

一 許された危険の法理について

いわゆる許された危険の法理が、産業に対して重要な貢献をしている事は疑いをいれないが、石堂教授が「この理論の採用が無制限に許されるとしたらおよそ公害問題のみならず……今日的な諸問題についての刑事責任を所論する事それ自体が無意味となる」といわれるように、社会的弱者の救済あるいは、法的衡平の視点を欠いた理論は、問題が大きい。公害犯罪に対しては逆に注意義務の範囲を拡大する方向が望ましい。被害の発生がはっきりしている場合であっても被害者あるいは検察官が、企業側の過失を立証する事は極めて困難であり、立証責任の転換が求められているからである。

二 信頼の原則

いわゆる信頼の原則は公害における過失犯の場合、企業内部、あるいは当該企業対取引先の関係において成り立ち

得る。しかし「企業災害の中には危険にさらされるものに結果回避の責任の転嫁を許さぬものがある。」(藤木¹⁹) 即ち被害者に対してこの責任を転嫁する事は許されないというべきであり、「わずかな負担で未知の危険の現実化を事前にチェックする事が可能だといえる場合にはこのような負担を結果回避義務として義務づけるのが相当である。」(森永砒素ミルク事件最高裁決定)²⁰

三 因果関係の立証

公害犯罪については、因果関係の立証が困難である事から、疫学的因果関係の採用が必要である。結果回避義務との関係では、より厳格な規制のためいわゆる危惧感説を支持する。即ち予見可能性が明確でなくとも、漠然とした危惧感があれば結果回避義務が生ずると考えられる。

第三章 公害罪法(人の健康に関わる公害犯罪の処罰に関する法律)

第一節 公害罪法の性格

公害罪法はいくつかの際だった特徴を持っている。第一に規制法と言うよりは制裁的性格が強い。第二に故意犯を過失犯と並んで処罰するという点で過失犯中心の公害犯罪というところさえ方とは異質な原則を持つ。第三に危険犯処罰を目的としていて、一面極めて曖昧である。第四にはわが国の法制上極めて特異な推定規定を持っている。

(一) 公共危険犯の規定について

藤木教授はすでに立法化が実現する以前、公害罪は公共危険罪の形をとるべきであると主張され²¹、また石堂教授も「個人法益に関する罪としてよりは公共危険罪としてとらえる方がこの点(因果関係、故意、過失)の立証がある程度容易になる。」²²とされている。この点に関しては、意図が実現されていると言って良いであろう。逆に消極論、機

能主義論にとつては公共危険罪という考え方は処罰範囲の拡大と言う欠点を持つという評価とならう。あるいは逆に構成要件の曖昧さのため処罰しにくい場合も考えられる。藤木教授が「おそれ条項がございませんと……ちよつこの法律を適用することはできないのではないか」と発言したように、成立した条文を狭く解釈されている一方、立案当局は魚の汚染という程度が直ちに「危険を生じさせ」に当たると考えているのである。²³⁾

(二) 推定規定について

公害犯罪追及上最大の障害は因果関係の立証が極めて困難な事である。理由として、公害発生メカニズムは高度に技術的であり専門外の人間には理解実証が困難である事、及びすべての証拠が企業内部にあり、外部者のアクセスが阻まれている事などがあげられる。この結果相当因果関係説をとるならば到底因果関係が立証できないケースがほとんどである。カネミ油症、森永砒素ミルク事件などは例外的な事例であると言つて良いであろう。こういった点で第五条に推定規定がおかれているのは本法の武器ともなり議論の的ともなっている。積極説をとつても、推定規定においては複合的な汚染に効力がない事を認めざるをえない。一社で危険を生ぜしめ得るだけの排出をしていない場合には、推定規定が働かないからである。「また刑事訴訟の大原則に例外をもうけてまでこのような規定をおく必要があるかについては疑問がないわけではない」と言う見方も有力である。構成要件上も手続上も極めて例外的で運用によって恣意的になり得る点である。

二 判例を検討してみると 現在までのところ最高裁で有罪となつた例はない。わずかに下級審で二件の確定有罪判決があり、²⁷⁾ 最高裁まで争われた二件は結局有罪判決を破棄される結果となつた。この四件を見ると皆同じ類型である。

(1) 基本的には科学物質の不注意接触に起因する塩素ガスの発生であること。

(2) 危険犯としてよりも実害発生を待つて訴追がなされているということ。

(3) いわゆる構造型ではなく事故型の公害であるということ。

なお無罪となった重要判例としては日本アエロジル事件をあげることができる。²⁸⁾

第四章 刑法の適用

公害犯は過失犯となるのが通例である。未必の故意を認定するのは困難であろう。効果的な公害規制にとって刑法適用だけでは不十分である。まず第一に刑法では基本的には害悪の発生後に刑罰を科すのであるが、実害が発生してからでは遅く不十分である。第二に刑法においては企業自体を処罰することが全くできない。いわゆる行政刑法はすべて両罰規定を置いて間接的にはあっても企業の刑事的責任を問うことができるのであるが、刑法においては実際に責任のある(故意または過失のある)個人しか処罰できず、抑制効果に大いに疑問があるのである。第三に刑法における過失犯の要件から、因果関係の立証がきわめて困難であり、有罪とすることが難しい。

第五章 外国の公害規制

第一節 アメリカ

一 規制法と規制手段

アメリカでは、ニューサンスという概念が強い。アメリカの公害規制の特徴はその主な規制対象が、有害廃棄物及び土地利用に集中しているように見えることである。さらにこれらの規制は基準違反処罰という法定犯であり、危険罪、あるいは個人の健康、生命を保護法益とする犯罪ではない。そしてアメリカは、一貫して企業処罰を容認してき

た。

科される罰には刑事罰と民事罰とがあるが民事罰には強制力が欠けているため、当該企業を故意に倒産させたり、個人事業者が自ら破産して支払を潜脱しようとする場合が多いので、訴追当局は刑事罰の適用に積極的である。

二 企業責任追及の法理²⁸⁾

企業犯罪に関する刑事責任は、まず担当者、管理者、経営者、企業の各段階で追及されるが、末端の担当者だけが処罰されるということが往々にして起こりがちである。これは担当者の過失は比較的立証し易いがラインを遡るに従って、立証しにくくなるからである。

アメリカでは幹部以上に対する刑事責任問責のためにいくつかの方法がとられている。

使用者責任：雇用の管理下の従業員あるいは代理人が企業利益を意図して違法行為をした場合、当該企業は有責である。

模範刑法典の改訂：企業の幹部が明示的なあるいは暗黙の権限をもって犯罪行為あるいは不作為の、承認、推奨あるいは実行を為したならば企業は有責である。

心的状態の要件緩和：心的状態の要件を故意から懈怠に変更する。懈怠とは「結果に対する不注意な無関心をもって自身の行為が一定の結果を引き起こしあるいは一定の性質を持つという既知の危険を否認する」場合である。

絶対責任の導入：絶対責任あるいは厳格責任により違法行為について責任を負わせる。

第二節 イギリス

イギリスは公害規制に関して二つの特徴を有している。すなわちニューサンスとコモンロー²⁹⁾である。ニューサンスは英米法に特有の衡平法に基づいた概念であり、イギリスに公害規制は、ニューサンス、コモンロー、制定法の三本

柱によって行われているのである。ニューサンスは不法妨害と訳される、不法行為の一形態である。ニューサンスはさらにプライベートニューサンスとパブリックニューサンスとに分けられている。プライベートニューサンスは、土地に対する物理的侵害、土地利用に対する干渉と近隣地での安穩の妨害の二つの態様に分けられる。一方パブリックニューサンスは犯罪であり、一般公衆に共通な権利の行使を侵害し一般公衆に不便または損害を与える行為であり公害は後者に含まれる。パブリックニューサンスは継続性、反復性を要件とせず、かつ土地または地役権を侵害するものとは限らない。また何年も繰り返したニューサンスであっても時効によるニューサンス権の取得はありえない。

ニューサンスはまた制定法上のニューサンスとコモンロー上のニューサンスとに分けられる。制定法上のニューサンスとは制定法によって要件が規定されているものであり、コモンロー上のニューサンスとはコモンロー上の権利の侵害である。

プライベートニューサンスの解決は、民事手続でありこの中では、懲罰的損害賠償が注目に値する。パブリックニューサンスの解決は通常治安判事裁判所による略式手続である。

イギリスにおける公害は基本的にはニューサンスとしてとらえられているから、保護すべき法益はあくまでも個人の具体的被害である。日本の公害罪のように包括的規定、危険罪規定は持たないのである。そして、制定法外のニューサンスが存在するということは、一面において日本型の規制を基準とすれば罪刑法定主義に違反するといえるのであるが、具体的迷惑あるいは被害について訴えを提起するのであるから、その原因行為がニューサンスの類型に（つまり慣習法的構成要件に）合致する場合に処罰があるとすれば必ずしも、明確性を欠くとまではいえないであろう。

イギリスの制度において評価すべき点は二つある。第一はニューサンス停止まで日建て罰金を徴収する制度があることであり、この点は後にふれるチャージ制度と類似しておりかつ法的強制力を持つ点でニューサンス停止と現状回

復に関し、金額さえ十分に大きな物であれば効力があるといつてよいだろう。第二に治安判事裁判所で審理されることであり、制定法上のニューサンスは治安判事裁判所で処理されるので、即決処分であり、迅速な結論が得られる。これは公害裁判においては特に重要な点であり、被害者救済の点からも、環境破壊防止の点からも有用である。また治安判事裁判所には通常、各分野の専門家が席を占めており、この点でも公害法の規制に有効であろう。

第三節 旧西ドイツの公害規制²²⁾

西ドイツ公害規制の特徴はイミシオン概念、営業警察及びチャージの制度である。

イミシオンは英米法諸国におけるニューサンスに類似した概念であるが、より狭く、厳格である。イミシオンが認められると民事法の枠内で操業停止命令がだされ損害賠償の訴えが提起され得る。最近、民法分野において注目すべき点の一つあげると、一九八四年の連邦裁判所判決で公害の立証責任を被害者から、発生者に転換した。問題となつたのは製鉄所溶鉱炉からの放散物により自動車の塗膜が損傷したという比較的軽微な事件であるが、公害裁判においては画期的な成果といつて良いであろう。立証責任の問題は、責任の所在の問題と並んで公害追及の最大の弱点だからである。

営業警察の概念は経済活動に対する国家的規制と関与である。具体的には公衆を危険、不利益、迷惑から保護する目的で介入することである。

ドイツにおいてはかつてルール谷水管理組合の手でライン川流入の三川についてチャージが賦課された²³⁾。チャージは民事法、刑事法の手続のかわりに行政機関の手で、PPP（汚染者負担）原則を即時実行する手段である。ルール川に排出する企業はその排出量と毒性に応じて賦課金を支払うのである。社会的非難の観点からは効果がないが速効性と、現状回復への経費負担という点でみるべきものがあるといつて良いであろう。ただしこの方法は、汚染をとり

あえず追認するという効果もあるわけで、チャージが短期的に公害対策を実施するというインセンティブとなるような水準でない限り、汚染物質排出の費用化ということになりかねない。

西ドイツの公害規制の方針は経済原則と、公害規制のバランスをとることであり、また行政に従属した（行政の決定に違反したものを罰する）刑事規制を持っている。この結果、経済的に不可能とみなされれば規制は強制されず、また行政当局の不当な決定に基づいていても処罰されないという不合理が存在する。このような事態は公害に対する刑事規制の効果を大いに弱めるものであるといわれている。規制法が整っていても同時に産業界への従属があるというのが事実であれば、公害規制は実効を持たないであろう。

第六章 企業の刑事責任

刑法典においても、行政刑法においても、公害罪においても企業の刑事責任は、直接問われることがない。企業処罰はすべて両罰規定によっており、個人の刑事責任が確定しない限り企業は罰せられないのである。しかし日本の企業は、個人の集合体としての特質を全くといってよいほど欠いている。企業構成員の個性、あるいは経営者の個性でさえも企業行動を決定するとはとても言えない。「会社というものは本来身体を持たないし、従って感情も意思も持たない。……会社がいくら悪いことをしても罪の意識がないのだから、それを罰することはできない。」³¹「代表取締役が身分上の概念となり、全員が会社を代表する。これを裏返すと真に会社を代表するものがない。会社が公害などの犯罪事件を起こしたときの責任のがれの図式は、……堂々めぐりとなって真に会社を代表して責任を負うものが存在しない。刑事責任を負うものがないと同時に、会社による犯罪に歯止めがない。」³²一方では、何らかの過失が認定された場合現場の担当者は必ずといってよいほど処罰される。現場担当者をスケープゴートとして企業が責任

を免れているのである。

これは明らかに刑法典の不備である。企業は犯罪被害者になりうるのに、加害者になりえないのは論理が整合しない。近年刑法学者の中でも企業の刑事責任については当然という考え方が主流となっている。「企業活動自体が犯罪とされるということから、法人の犯罪能力を認め組織体としての行為、活動についての故意過失の概念を新たに展開させることも刑法学徒の重要な課題といわねばならぬ。」(藤木)「法人の企業組織体活動の分担者の行為をばらばらでなく全一体的に法人の行為としてとらえ、どの個人が可罰的行為をしたかを具体的に特定できなくても法人処罰を認めようとする……企業組織体責任論」「各個人の行為を各別に評価するとだれにも可罰的違法性を備えた注意義務違反がないという場合もありうるということでは法人の刑事責任があらためて問い直されなければならない」(石堂)などがその代表である。

第七章 制度上の問題点と提案

現在公害罪、あるいは他の公害規制法による刑事訴追が、実効を挙げておらず適用されてさえない理由には、刑事政策と法制度の不備が挙げられるであろう。ここでは制度上の問題を考えてみる。

制度上の問題点には大きく分けて、刑罰制度の問題と、構成要件の問題、責任主体の問題、司法、執行制度の問題がある。

一 刑罰制度

公害罰則があまり適用されていないのには、社会的強者に対抗して弱者を擁護するのに適切な武器が利用しやすい形に刑罰の種類が整備されていないということも理由として考えられる。公害の刑罰的規制に消極的である論者であっ

ても、公害によって被害が発生しあるいは、住民の生命、健康に危険の発生する恐れがあれば処罰することに躊躇しないであろう。刑罰は、行政罰であっても司法手続にしたがい、刑法総則の定めるところによって適用されるわけであるから、実際の運用に当たっては公害犯罪も通常犯罪と差はない。しかし公害犯罪は、立証が困難であり、科学的知識、設備も必要とされることから、通常犯罪よりもはるかに刑罰の適用が難しいのである。そこで既存の刑罰類型に加えて司法上のデュー・プロセスを確保しながらもより適用が容易な刑罰類型の必要がある。

このような手続類型の例を挙げると、アメリカにおいては、規制官庁が賦課するシビルファインという罰金が存在し、ドイツにおいてはゲルトブッセと呼ばれる過料制度が存在する。欧米には更に各種のチャージが存在しており、イギリスでは、パブリック・ニューサンスは軽罪として治安判事によって裁かれ、罰金を科される場合もある。

いずれも簡易司法的な手続あるいは行政手続によって強制力ある罰金を科し、不服のある場合は正規の司法手続をとるという形となっている。またチャージは発生した公害による損害を勘案して、金額が定められ、公害コストの適正配分、あるいはPPP原則（汚染者負担原則）の実現に役だっているようである。これらはいずれも刑罰的処罰とは性格が異なり、既存の行政処分と少しも差がないという反論もあり得るのであるが、強制力と、司法手続の担保という点で刑事制裁と併用されるならば大きな力を発生すると考えられる。

二 司法制度の問題

公害に関する裁判は、刑事民事を問わず非常に長期化するのが通常である。たとえば、水俣病業務上過失致死傷事件は、原因行為が発生したのは昭和三三年から三五年、第一審が昭和五四年判決、そして最高裁決定がしたのは実に昭和六三年二月であり、三〇年が経過し傷害被害者のうち、六名が死亡していたのである。薬害事件ではあるがサリドマイド事件に際して西ドイツ連邦地裁が二年六カ月の裁判が永きにすぎるとして審理打ち切りとしたのと比較する

と余りに異なっている。しかもこれだけの年月をかけて、有罪判決を得ても被害者の真の救済に役だっているとはいえない。

公害罪法で今後起訴されるケースがたとえあったとしても、日本アエロジル事件のように一四年かかって無罪ということでは国費のムダ遣い、ざる法と評価されても仕方がないであろう。この事態を避けるために、公害問題専門裁判所の設置を提案したい。公害事件の裁判では事実の証明、判断には高度の科学的知識が必要となる。通常民事損害賠償訴訟を伴っており、迅速な結論が必要である行政措置（被害者救済、営業の取扱いなど）の点からも迅速な裁判を要する。以上の特殊性から、専門家を交えた、身軽な組織をつくり、公害、薬害、或いは医療事故等も含めて取り扱い、第二審以降は通常の裁判所に移行するシステムをとる。この裁判所では、一定以上の期間の自由刑は選択せず、おもに罰金、過料或いは、チャージを賦課する。基準違反を処罰対象とすればなお一層の迅速化がはかられるはずである。³⁶

三 構成要件の問題

公害罪法は、推定規定、危険罪規定、両罰規定など一定の成果はみられるものの、判例によって明らかかなようにどのような罪を罰するの点について必ずしも明かではない。この性格は武器ともなり得るが、適用上必ずしも、処罰に役立ってはいないし、一方では、罪刑法定主義の原則から逸脱した面が存在する。そこで公害犯罪は法定犯とすべきである。被害発生或いは公共危険を処罰対象とするならば推定規定はあっても因果関係論に立入らざるを得ず、過失犯としても予見可能性に争いが生ずる恐れがあるなど、裁判の迅速を阻害する可能性が大きいからである。

四 立法上の提言

以上の問題点を整理し、立法論として考えると必要な要素は以下のようである。

(1) 事故型公害が有罪とならないという判例の定着した公害罪法はすでに有効性がないからすべての汚染物質排出に対して有効な基準違反処罰型の規定を備える。

ただし基準設定に当たっては、廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）のごとく、物質名を列挙する形をとると新しい、或いは未知の公害に関して無力となってしまう恐れが大きいため、柔軟で網羅的な規定を要する。

(2) 法人の犯罪能力を肯定し、企業自体を主犯として罪に問い、刑罰も現在のような、企業の規模や収益（公害を発生させたことによる直接間接の利益を含む）に比して著しく低い罰金刑ではなく、死刑に相当する企業の廃止や、禁固刑に相当する営業停止、あるいは懲役刑に相当する環境調査及び現状回復命令を科す。

(3) 簡易な司法制度としてチャージ制度を採用する。チャージ賦課基準は排出基準の超過分に比例する形とする。排出企業が賦課金額あるいは賦課事実自体に不服を持つ場合には、申し立てにより刑事手続に移行する。

日本には既に行政処分と刑事制裁が組み合わされたものとして、交通違反則金制度が存在する。規制及び威嚇効果を目的とする制度として公害規制と交通規制には類似性があるといえるのであるから、この制度を公害規制に導入することも、理屈にあわないことではなであろう。

賦課金の使途については、現状回復、汚染防止設備、被害者救済に絞ることとする。また賦課金の金額は、罰金と同様罪責に応じて決定するのであるが、違反状態が解決するまで、一定の日額或いは、増増的金額を徴収し続けるという方法がある。構成要件については、被害の発生とともに、一定の基準違反を処罰対象として、事実の証明があれば直ちに賦課金を課すことができるものとする。この場合因果関係の証明は不要であるから、裁判も簡潔なものとなる。

企業は公の場で非難を受けることさえなければ何でもするであろう。これは相次いで、摘発を受けた証券金融犯罪を見て明かである。公害も犯罪として摘発され、社会的非難を受ける企業がなければ、行政措置、私法的救済だけでは、決してなくならないであろう。刑事制裁の積み重ねこそが公害に対する抑止効果を生み、ひいては公害防止技術の開発、非公害型生産システムの開発、あるいは非公害型の生活スタイルへの転換を促進するのに役立つのではない。なお国際社会の大変動は、公害環境問題にも大きな影響を与えている。特に旧共産圏諸国の公害については技術的立ち後れが大きいこと、国営企業であった当事者が民間企業となって、規制がまったく異なってきたこと、規制基準が非常に厳しくならざるをえないこと、影響が国際的であることを考慮するならば、国際的に協調し、統一的な基準を持つ刑事的、政治的規制を表現することが急務であり、その基準を整備することが緊急の課題であることを確認しておきたい。

[注]

- (1) 環境白書平成三年版、一七七頁以下。
- (2) 国際刑法学会第一二回総会報告一九七九。
- (3) 同右、一六三頁。
- (4) 同右、一八二頁。
- (5) 同右、二一六頁。
- (6) W. Kennedy 同二八四頁。
- (7) 木宮高彦、公害概論、二二五頁以下。
- (8) 藤木英夫、公害法の研究二二頁以下、刑法七条の二、一六一条の二、二三四条の二。
- (9) Corporate Crimep 二七二頁以下。

- (10) 公害法の研究、法律時報三六〇号など。
- (11) 公害法の研究二一頁、ジュリスト四七八号八三頁他。
- (12) 石堂功卓、近代化の落とし子、中京社研一号。
- (13) ジュリスト五三二号二三頁。
- (14) 平野龍一、刑法の機能的考察。
- (15) 芝原邦爾、公害法の仕組み一七〇頁。
- (16) 平野、ジュリスト四六八号一五頁。
- (17) 平野、刑法の機能的考察。
- (18) 石堂、前掲論文。
- (19) 藤木、ジュリスト四八〇号。
- (20) 判例公害法五卷八三五一。
- (21) 藤木、公害法の研究二一頁。
- (22) 石堂、前掲論文。
- (23) 日比幹夫、法律時報六四四号所載の衆院議事録。
- (24) 日比、人の健康に係わる公害犯罪の処罰に関する法律、法律時報六四一号〜六五三号。
- (25) 藤木、註釈公害法大系。
- (26) 芝原、前掲論文。
- (27) 二例とも判例集未登載、注解特別刑法一四頁。
- (28) 石堂、ジュリスト昭和五四年重要判例解説。
江藤孝、ジュリスト昭和六二年重要判例解説。
- (29) Corporate Crime p.1, 43,200.
- (30) 田中和夫、法律時報三六〇号二三頁など。
- (31) 竹内保雄、ジュリスト三三二号八五九頁。

- (32) クツチャ、公害研究一八卷三号一五頁。
- (33) 環境法研究九号一九七八年三月。
- (34) 奥村宏、法人資本主義。
- (35) 環境法研究九号一九七八年三月。
- (36) 藤木、註釈公害法大系。